

土地利用基本計画書 新旧対照表

参考：国土利用計画(山梨県計画) 対照表

計画書の項目	現行計画書の内容	変更計画書(案)の内容	変更を必要とする理由	第四次	第五次
目次	前文 1 土地利用の基本方向 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	(変更なし)			
前文 土地利用基本計画策定の趣旨	本土地利用基本計画(以下「基本計画」という。)は、山梨県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画(全国計画及び山梨県計画)を基本として策定した。 基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。 すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等(以下「個別規制法」という。)に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて、間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。	(変更なし)			
1 土地利用の基本方向 (1) 県土利用の基本方向	ア 基本理念 先人のたゆみない努力によって守り育てられた県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、よりよい形で未来へと引き継ぐべき資産である。 このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、 <u>県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行わなければならない。</u>	(変更なし)		P2 先人のたゆみない努力によって守り育てられた県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、よりよい形で未来へと引き継ぐべき資産である。	おわり 先人のたゆみない努力により守り育てられてきた県土は、現在から将来にわたり県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、よりよい形で未来へ引き継ぐべき資産です。
		このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、 <u>県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを総合的かつ計画的に行っていくことが必要である。</u>	国土利用計画(山梨県計画)-第五次-おわりに	P2 このため、県土の利用については、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行わなければならない。	おわり 県民の貴重な資産である県土の利用においては、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえながら、県民が、真に豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを総合的かつ計画的に行っていくことが必要です。
		イ 取り組むべき課題と基本方針 日本列島のほぼ中央に位置する本県は、富士山やハケ岳、赤石山脈(南アルプス)などの山々、日本三大急流の一つである富士川、富士山の裾野に広がる富士五湖などの優れた自然環境に恵まれ、県土の約8割を占める森林は、豊かで清らかな水を育み、豊富な水資源をもたらしている。 また、首都圏に位置しながら美しい自然や豊かな水に恵まれていることから、移住先や二地域居住の候補地として高い人気を誇っており、整備が進む中部横断自動車道や開業が予定されているリニア中央新幹線により、東京圏をはじめ、中京圏・関西圏などの人やモノなどの流れが一層活発になることが期待されている。	国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P1・P2	P4 この計画においては、県土利用をめぐる条件の変化等を踏まえ、①産業の活力と交流を支える県土利用、②安全で暮らしやすい県土利用、③循環と共生を重視した県土利用を持続可能な県土づくりを進める上での基本的課題としてとらえ、県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を図りながら、県土の有効利用の促進及び適正な保全を図りつつ、質的向上をより一層積極的に推進するものとする。	P1 山梨県は、日本列島のほぼ中央に位置し、県土面積は4,465km ² を有し、その約8割を森林が占めています。 地勢は、北東部には秩父山塊、西部に3,000m級の山々からなる赤石山脈(南アルプス)、南部には日本一の高峰 富士山(3,776m)、そして北部にはハケ岳、茅ヶ岳が広い裾野をひいています。 こうした山々や日本三大急流の一つである富士川、富士山の裾野に広がる富士五湖などの優れた自然環境が、四季折々に変化に富んだ景観を醸し出しています。 また、県土の約8割を占める森林は、水源県として豊かで清らかな水を育み、県民のみならず、下流域の住民生活や産業に豊富な水資源をもたらしています。 本県は、首都圏に位置しながら美しい自然や豊かな水に恵まれていることから、移住先や二地域居住の候補地として高い人気を誇っていますが、整備が進む中部横断自動車道や開業が予定されているリニア中央新幹線により、東京圏をはじめ、中京圏・関西圏などの人やモノなどの流れが一層活発になることが期待されています。
	今後の県土利用に当たっては、中部横断自動車道やリニア中央新幹線の整備など、国土利用計画(山梨県計画)に掲げた県土利用をめぐる____条件の変化等を踏まえ、①産業の活力と交流を支える県土利用、②安全で暮らしやすい県土利用、③循環と共生を重視した県土利用を持続可能な県土づくりを進める上での基本的課題としてとらえ、土地需要の量的な調整を図りながら、県土の有効利用の促進及び適正な保全を図りつつ、質的向上をより一層積極的に推進するものとする。	今後の県土利用に当たっては、このような県土の特性に配慮しつつ____、国土利用計画(山梨県計画)に掲げた県土利用をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、①人口減少社会に対応した県土管理、②自然環境と美しい景観の保全・再生・活用、③災害に強い県土の構築の3つの課題に取り組んでいく必要がある。			P2 県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本

なお、県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用の影響が広域に及ぶことを踏まえ、地域において総合的な観点で土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、それぞれの実情に即して土地利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが必要である。

イ 量的調整
 土地需要の量的調整に関しては、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、既成市街地における再開発などによる土地の高度利用及び低未利用地の有効活用を促進することにより、その合理化、効率化を図る必要がある。
 また、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある生活環境や心豊かな人間形成の場としての役割に配慮して、適正な保全と活用を図る必要がある。

このため、土地利用の転換を図る場合には、その必要性や影響の大きさ、土地を一度他の用途に転換すれば再び元の形に戻すことが容易でないことなどに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況等を勘案して計画的な調整を図りつつ慎重に行う必要がある。

ウ 質的向上
 県土利用の質的向上に関しては、誰もが真の豊かさを実感できるような社会の実現を図るため、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保等を一層進めるとともに、森林や農用地のもつ県土保全機能等の向上、水系の総合的管理により、県土の安全性を総合的に高める必要がある。

また、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、生物の多様性が確保された自然の

これらの課題に取り組むため、「土地の特性に応じた適切な県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指すものとする。
 また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示すものとする。

国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P5

P4 なお、県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用の影響が広域に及ぶことを踏まえ、地域において総合的な観点で土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、それぞれの実情に即して土地利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが必要である。

P5 b 産業の活力と交流を支える県土利用に伴う土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、市街地の再開発など土地の高度利用及び低未利用地の有効活用を促進することにより、その合理化、効率化を図る必要がある。
 他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある生活環境や心豊かな人間形成の場としての役割に配慮して、適正な保全と活用を図る必要がある。

P22 ア 土地利用の転換を図る場合には、その必要性や影響の大きさ、土地を一度他の用途に転換すれば再び元の形に戻すことが容易でないことなどに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

P6 a 災害に強い安全な県土づくりのためには、地形、地質及び地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等を一層進める必要がある。
 また、県土面積の八割を占めている森林や平坦地から山間地にまで及ぶ農用地において農業生産活動により得られる県土保全機能等の向上、さらには水系の総合的管理により、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

P6 a 社会経済の発展や生活水準の向上に伴い発生する生活環境問題に対応するため、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リ

計画においては、次の課題に取り組んでいくこととします。
 ア 人口減少社会に対応した県土管理(中略)
 イ 自然環境と美しい景観の保全・再生・活用(中略)
 ウ 災害に強い県土の構築(中略)

P5 (4)県土利用の基本方針
 (3)で示した課題に取り組むため、本計画は、「土地の特性に応じた適切な県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。
 また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示します。

保全・再生・創出を図ることにより、自然のシステムにかなった循環と共生を重視した県土利用を進めていく必要がある。さらに、ゆとりある都市環境の形成や農山村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを図り、美しくゆとりある県土の利用を進めていく必要がある。

(ア) 土地の特性に応じた適切な県土利用

土地の特性に応じた適切な県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、地域の状況によっては、地域をネットワークで結び、必要な機能を享受する取り組みを進める。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地(集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地、生産性の高い農地)を確保し、多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要となる。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない等の場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要となる。

国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P5

表現の調整

サイクル)の3Rを一層進めるなど、循環型社会の構築を行う必要がある。

また、自然環境は、地形、地質、気象、水、大気、土壌、動植物等、様々な要素で構成されており、これらは、相互に密接不可分の関係にある。特に、本県においては、動植物などが多様性に富み、豊かで固有の自然環境を形成していることが特徴であり、それらを保全・再生する必要がある。

これらを踏まえ、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、生物の多様性が確保された自然の保全・再生・創出を図ることにより、自然のシステムにかなった循環と共生を重視した県土利用を進めていく必要がある。

P6 b 美しくゆとりある県土利用を進めるためには、人の営みと自然の営みが織りなす調和の取れた環境を財産ととらえ、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。

このため、都市においては、緑地空間や水辺空間の確保、土地利用の高度化等により、ゆとりある都市環境を形成し、農山村においては、地域の活性化を図りつつ、緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的、社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを図る必要がある。

P5 ア 土地の特性に応じた適切な県土利用

土地の特性に応じた適切な県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることにより必要な機能を享受する取り組みを進めます。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進す

		<p>(エ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることが想定される。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取り組みを進めていくことが一層重要となる。 県土の適切な管理は、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要となる。 また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努めていく。</p>	<p>国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P8</p>		<p>P8 エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 このような取り組みを進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取り組みを進めていくことが一層重要となります。 県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要です。 また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努めます。</p>
		<p>(オ) 多様な主体による県土管理 これらの取り組みは、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上を実現される。このため、地域住民や市町村などによる地域主体の取り組みを促進することが重要となる。 特に、県土管理については、地域による取り組みを基本としつつ、公による管理と合わせ、良好な県土の恵みを受取る都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進めていく。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理(県土の県民的経営)を進めていくことが、一層、重要となる。</p>	<p>国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P8</p>		<p>P8 オ 多様な主体による県土管理 これらの取り組みは、各種計画が示す方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上を実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取り組みを促進することが重要です。 特に、県土管理については、このような地域による取り組みを基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを受取る都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進めます。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理(県土の県民的経営)を進めていくことが、一層、重要となります。</p>
<p>(2) 地域別の土地利用の基本方向</p>	<p>地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用を図るとともに、環境が保全されるよう、適切に対処しなければならない。</p> <p>都市については、必要に応じた土地利用の高度化や低未利用地の有効利用を図るとともに、災害に強く、環境への負荷が少ない快適な都市構造の形成を図る。</p>	<p>地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。</p> <p>都市については、人口減少下においても必要な都市機能を確保するため、都市機能や居住の集約化を進めるとともに、災害に対する安全性を高め、環境負荷の少ない安全で暮らしやすいまちづくりの実現を図る必要がある。 また、集約化した都市間のネットワークを充実させることにより、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山村の相互の機能分担や対流を促進させることを通じ、効率的な土地利用を図る。</p>	<p>国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P18</p> <p>国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P9</p>	<p>P16 ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用を図るとともに、環境が保全されるよう、適切に対処しなければならない。</p> <p>P7 市街地については、少子高齢化の進行と人口減少に伴い、全体的、長期的に、開発への志向、需要は低下していくことが見通される。 これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、二酸化炭素排出抑制型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れ、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて社会経済諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。</p>	<p>P18 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。</p> <p>P9 都市やその郊外等においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していきます。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。特</p>

農山村については、地域特性を踏まえた良好な生活環境の整備や総合的な就業機会の確保により活力ある農山村づくりを進める。また、優良農用地及び森林の確保、整備、総合利用に併せ地域住民を含む多様な主体の参画等により、県土の適切な管理を図る。さらに、自然環境と調和した美しい農山村景観や生態系のネットワークの維持・形成を図る。

農山村については、地域特性を踏まえた良好な生活環境の整備や農林水産業の成長産業化等による雇用促進や所得向上の取り組みを通じた就業機会の確保により健全な地域社会の構築を図る。
また、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約などを進め、農山村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。

国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P10

P8 農山村については、農畜産物、林産物等の生産の場であるだけでなく、緑や水など豊かな自然環境や美しい景観を有し、農業や森林整備などを通じて水源のかん養、県土の保全など重要な機能を担っている。
このため、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民ニーズに対応した農林業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、活力ある農山村づくりを進める。
このような対応の中、優良農用地及び森林の確保、整備及び総合利用を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により、県土の適切な管理を図る。
また、あわせて自然環境と調和した美しい農山村景観や生態系のネットワークの維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。
特に、農業経営の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、効率的かつ安定的な農業経営を営む多様な担い手等への農用地の集積を図るとともに、農業生産基盤の整備を図る。
中山間地域など農業等の生産条件等が不利な地域にあっては、生産条件の不利を補正するなどの支援を行うとともに農業生産基盤の整備を図るほか、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。
また、農地と宅地の混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じ

P10 農山村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要な様々な機能を有します。このため、農山村が県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じて農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築きます。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ地域づくりを進めることが有効です。
このような取り組みとともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約化、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出します。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適應した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進します。
このような県土管理の取り組みは、農山村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これによ

<p>自然維持地域については、野生生物の生息・育生空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、劣化した自然環境の再生をも視野に入れながら、適正に保全するとともに、自然とのふれあいや学びの場としての利用を図る。</p>	<p>自然維持地域については、野生生物の生息・育生空間の適切な配置や連続性を確保し、気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ることにより、適正に保全する。</p> <p>また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市と農山村との適切な関係の構築を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進める。</p>	<p>国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P11</p>	<p>P9 原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、劣化した自然環境の再生をも視野に入れながら、適正に保全する。</p> <p>その際、野生鳥獣被害や既存生態系の破壊等につながる外来生物の侵入等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。</p> <p>あわせて、適正な管理の下で、エコツーリズムの取り組み等、県民誰もが自然に対する理解を深め、自然とふれあい、自然から学ぶことができる場としての利用を図る。</p>	<p>P11 高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ることにより、適正に保全します。その際、外来種の人為的な移入防止に努めるとともに、自然環境保全のための調査及び研究を推進します。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取り組みを社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。</p>
<p>地域の区分は、山梨県における自然的、社会的、経済的諸条件を勘案して、国中地域及び富士・東部地域の2区分とする。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P18</p>	<p>P16 イ 地域の区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件等を勘案して国中地域及び富士・東部地域の二区分とする。</p>	<p>P18 地域の区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件等を勘案して国中地域及び富士・東部地域の二区分とします。</p>
<p>ア 国中地域 この地域は、今後とも世帯数の増加や企業誘致が進むと見込まれることから、土地利用に当たっては、農林業的土地利用との調和に配慮しながら、都市機能の整備充実を図るとともに、地域に適合した工業等の導入を推進していく必要がある。また、完成が見込まれている中部横断自動車道の沿線地域では、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、製造や物流に関連する企業の誘致など、全線開通効果を地域活性化に繋げる土地利用を図るとともに、インターチェンジ周辺の適正な土地利用を推進する必要がある。</p>	<p>ア 国中地域 この地域は、今後、インフラ整備等に伴う住宅地や工業用地の需要が一定程度見込まれることから、土地利用に当たっては、農林業的土地利用との調和に配慮しながら、都市機能の整備充実を図るとともに、地域に適合した産業の導入を推進する必要がある。また、完成が見込まれる中部横断自動車道の沿線地域では、観光客の増加、企業等の進出及び移住・二地域居住の促進など、地域活性化の可能性が広がるため、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、全線開通効果が沿線地域の活性化に繋がる土地利用を図るとともに、インターチェンジ周辺の適正な土地利用を推進する必要がある。さらに、リニア中央新幹線の開業効果を最大限に活かした県土づくりを進めるに当たり、駅周辺における必要な機能・施設等の整備とともに、駅近郊においては、周辺環境と調和した、効率的で秩序ある土地利用の誘導を図る必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえた上で、各地域の土地利用については次のとおりとする。</p>	<p>国土利用計画(山梨県計画)-第五次-P18 農村地域工業等導入促進法の一部改正 中部横断道沿線地域活性化ビジョン 表現の調整</p>	<p>P17 (カ) 宅地のうち住宅地については、当面世帯数が増加することにより国中地域では約5%増の9,180ha程度、富士・東部地域では約5%増の2,210ha程度となる。</p> <p>工業用地については、企業誘致推進により国中地域では約3%増の1,010ha程度、富士・東部地域では約19%増の240ha程度となる。</p> <p>その他の宅地(事務所・店舗用地等)については、既存市街地の土地利用の高度化等により、国中地域では約5%増の4,200ha程度、富士・東部地域では約2%増の1,650ha程度となる。</p>	<p>P18 (カ) 宅地のうち住宅地については、人口が減少するものの、県内は移住や二地域居住先として人気が高く、リニア中央新幹線等の交通インフラの整備による交流人口の拡大等が期待されることから、約5%の増加を見込み、国中地域で9,950ha程度、富士・東部地域で2,450ha程度となります。</p> <p>工業用地については、企業誘致推進に向けた工業用地の整備等により国中地域では930ha程度、富士・東部地域では380ha程度となります。</p> <p>その他の宅地(事務所・店舗用地等)については、リニア中央新幹線山梨県(仮称)駅周辺の土地利用や既存市街地の土地利用の高度化等により、国中地域では3,950ha程度、富士・東部地域では1,540ha程度となります。</p>
<p>この地域のうち甲府市は、県内で最も集積性の高い市街地を形成しているが、人口が減少し、周辺都市への人口転出が進むなど、中心市街地の空洞化が進んでいることから、都市機能の拡散を抑制し、都市経営コストを抑えることが可能な都市機能集約型都市構造への転換を図るとともに、土地利用に当たっては、市街地外の優良農地や優れた自然環境を有する土地を適切に保全していく必要がある。</p>	<p>甲府市は、県内で最も集積性の高い市街地を形成しているが、人口が減少し、周辺都市への人口転出が進むなど、中心市街地の空洞化が進んでいることから、都市機能の拡散を抑制し、都市経営コストを抑えることが可能な都市機能集約型都市構造への転換を図るとともに、土地利用に当たっては、市街地外の優良農地や優れた自然環境を有する土地を適切に保全していく必要がある。</p>	<p>表現の調整</p>	<p>P27 リニア中央新幹線がもたらす国内外の人々の交流や活動の拡大により、本県では産業・経済の持続的な発展と新たなライフスタイルの展開が期待されます。</p> <p>このため、リニア中央新幹線の開業効果を最大限に活かした県土づくりを進めるにあたり、駅周辺における必要な機能・施設等の整備とともに、駅近郊においては、周辺環境と調和した、効率的で秩序ある土地利用の誘導を図ります。</p>	<p>P27 リニア中央新幹線がもたらす国内外の人々の交流や活動の拡大により、本県では産業・経済の持続的な発展と新たなライフスタイルの展開が期待されます。</p> <p>このため、リニア中央新幹線の開業効果を最大限に活かした県土づくりを進めるにあたり、駅周辺における必要な機能・施設等の整備とともに、駅近郊においては、周辺環境と調和した、効率的で秩序ある土地利用の誘導を図ります。</p>
<p>この地域のうち韮崎市及び北杜市は、本県の代表的な水</p>	<p>韮崎市及び北杜市は、本県の代表的な水</p>	<p>表現の調整</p>		

<p>田や畑作地帯であることから、土地基盤整備等による優良農地の確保や生産性の向上を図るための農用地の集積を図るとともに、農村生活環境の整備を図る。また、<u>斐崎市、南アルプス市、北杜市は、八ヶ岳、南アルプスなどの雄大な自然を有することから、その土地利用に当たっては、自然環境及び景観の保全に十分配慮する。</u></p>	<p>田や畑作地帯であることから、土地基盤整備等による優良農地の確保や生産性の向上を図るための農地の集積・集約を図るとともに、農村生活環境の整備を図る。<u>また、斐崎市、南アルプス市、北杜市は、八ヶ岳、南アルプスなどの雄大な自然を有することから、その土地利用に当たっては、自然環境及び景観の保全に十分配慮する。</u></p>
<p>山梨市、南アルプス市、笛吹市、甲州市には、本県を代表する果樹、野菜等を主体とした高生産性農業地帯が分布しており、これらの地域については、効率的な生産が可能となる土地基盤整備等による農用地集積の効率化を図るとともに、地域の拠点として位置づける地区については必要な社会基盤の整備や教養・文化施設等の都市機能の充実を図る。</p>	<p>山梨市、南アルプス市、笛吹市、甲州市には、本県を代表する果樹、野菜等を主体とした高生産性農業地帯が分布しており、これらの地域については、効率的な生産が可能となる土地基盤整備等による農地の集積・集約の効率化を図るとともに、地域の拠点として位置づける地区については必要な社会基盤の整備や教養・文化施設等の都市機能の充実を図る。</p>
<p>甲府市の周辺部地域については、大型小売店が既存の用途地域や人口集積地区と関わりなく分散的に郊外立地する傾向も見受けられることから、無秩序な市街化や宅地化を防止するとともに、農業生産活動と生活環境が調和するよう適切な土地利用を図る。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>南巨摩郡は、本県の代表的な林業地帯であることから、林業生産基盤の整備、造林の推進を図るとともに、森林や農地など農山村の豊かな自然環境、景観を保全しつつ、保健休養等への活用を図る。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>イ 富士・東部地域 この地域は、富士山、富士五湖など恵まれた自然景観や個性ある産業、地域文化を有するとともに、東京圏に近接している地域であることから、優れた自然環境や自然景観を保全しながら、東京圏に近いという立地条件を活かした土地利用が求められている。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>この地域のうち富士吉田市及び道志村を除く南都留郡は、富士箱根伊豆国立公園を有する自然景観の特に優れた地域であることから、自然環境を積極的に保全するとともに、国際観光地としての特性を活かした地域振興に向け、自然と共生した適切な土地利用を図る。また、冷涼な気象等を活かした畜産や野菜、花きの生産振興を図るため優良農用地を確保するとともに、伝統的産業の育成や諸産業の集積を図る。</p>	<p>この地域のうち富士吉田市及び道志村を除く南都留郡は、富士箱根伊豆国立公園を有する自然景観の特に優れた地域であることから、自然環境を積極的に保全するとともに、国際観光地としての特性を活かした地域の活性化に向け、自然と共生した適切な土地利用を図る。また、冷涼な気象等を活かした畜産や野菜、花きの生産振興を図るため農用地を確保するとともに、伝統的産業の育成や諸産業の集積を図る。</p>
<p>都留市、大月市、上野原市、北都留郡及び道志村は、東京圏と境を接しながらも、自然が豊富な地域であるため、社会基盤の整備については、自然環境や景観の保全との整合性を考慮する。また、その立地条件及び森林や清流など豊かな自然資源を活かした保健休養機能の増進や森林環境教育での利活用を図る。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>(3)土地利用の原則 土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。 また、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。 なお、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域においては、制度的確かな運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>ア 都市地域 都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。</p>	<p>(変更なし)</p>

表現の調整

表現の調整

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域(都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。)又は用途地域(都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。)において必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。

(ア)市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

(イ)市街化調整区域(都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。)においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

(ウ)市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。)として今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

(ア)農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

(イ)農用地区域を除く農業地域内の農用地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農用地、集団的に存在している農用地、又は農業に対する公共投資の対象となった農用地(以下「優良農用地」という。)は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農用地の転用は原則として行わないものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源のかん養、温室効果ガス吸収、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう、その整備を図るものとする。

(変更なし)

(変更なし)

(イ)農用地区域を除く農業地域内の農 地 については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、

農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農 地の転用は原則として行わないものとする。

(変更なし)

表現の調整

P10 イ 森林については、「緑の社会資本」といえる森林の恩恵を、後世の人々が享受できるよう、より長期的視点に立った森林づくりを推進する。
また、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施とともに森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、森林の持つ木材生産機能、県土保全機能、水源かん養機能、大気の浄化機能等を総合的かつ高度に発揮させるため、その整備と保全を計画的に推進する。
特に、地球温暖化防止対策としては、間伐等の森林整備を行うことにより、適正に管理された森林を拡大し、森林における二酸化炭素の吸収量の確保を推進する。
本県森林の46パーセントを占める県有林について

P12 森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源のかん養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。その際、森林経営の受委託や路網整備等により施業を集約化して一体的な森林の整備及び保全を図るとともに、荒廃した森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。
さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。
また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林

(ア) 保安林(森林法第 25 条第1項及び第 25 条の2第2項に規定する保安林をいう。以下同じ。)については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

ウ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

(ア) 特別保護地区(自然公園法第 21 条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。)については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。

(イ) 特別地域(自然公園法第 20 条第1項又は第 73 条第1項による特別地域をいう。以下同じ。)については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

(ウ) その他の自然公園地域については、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

(ア) 特別地区(自然環境保全法第 25 条第1項又は第 46 条第1項による特別地区をいう。以下同じ。)においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(イ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

(変更なし)

(変更なし)

2 五地域区分の重複する地域における土地 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次

(変更なし)

は、活力ある森林の維持・管理により、県土の保全など森林の公益的機能の充実強化を図るとともに、それぞれの地域にふさわしい施業や事業を通じて地域振興を図る。

また、学術的価値や希少な価値を持つ森林及び亜高山帯の森林等の人為に対して最も弱い植生等については、極力保全に努めるとともに、貴重な森林生態系の適正な維持・管理を図る。

さらに、都市及びその近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図る。

の整備及び保全を推進します。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。

利用に関する調整指導方針	に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。	(変更なし)				
	<p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p>	(変更なし)				
	<p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>ア 都市地域と保安林の区域が重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p>	(変更なし)				
	<p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化区域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。</p> <p>イ 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>ウ 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>	(変更なし)				
	<p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先する。</p> <p>イ 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>	(変更なし)				
	<p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。</p>	(変更なし)				

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
 イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
 自然環境としての保全を優先するものとする。
 イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の
 開発保全整備計画 別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

(変更なし)

(変更なし)

(変更なし)

(変更なし)

(変更なし)

別表

計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体
富士北麓公園	健康増進、人間性回復の場としての施設の整備を図る。	180 ha	富士吉田市 上吉田中島 間山地内	山梨県	山梨県

(参考1)土地利用基本計画図地域区分別面積

(1)五地域区分の面積

区分	面積(ha)	割合(%)	
五地域	都市地域	86,383	19.3
	農業地域	294,541	66.0
	森林地域	347,639	77.9
	自然公園地域	121,153	27.1
	自然保全地域	2,144	0.5
	計	851,860	190.8
白地地域	1,882	0.4	
合計	853,742	191.2	
県土面積	446,537	100.0	

(注)・平成20年度の土地利用基本計画図変更時の数値
 ・県土面積は、平成21年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積

区分	面積(ha)	割合(%)	
五地域	都市地域	86,383	19.3
	農業地域	294,472	65.9
	森林地域	347,563	77.8
	自然公園地域	121,153	27.1
	自然保全地域	2,144	0.5
	計	851,715	190.7
白地地域	1,875	0.4	
合計	853,590	191.2	
県土面積	446,527	100.0	

(注)・平成28年度の土地利用基本計画図変更時の数値
 ・県土面積は、平成28年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積

時点修正

(2)五地域の重複状況別面積

区分		面積(ha)	割合(%)
重複のない地域	(都)	11,009	2.5
	(農)	37,193	8.3
	(森)	55,798	12.5
	(公)	147	0.0
	(保)	0	0.0
計	104,147	23.3	
重複地域	(都)と(農)	37,993	8.5
	(都)と(森)	1,105	0.2
	(都)と(公)	757	0.2
	(都)と(保)	0	0.0
	(農)と(森)	156,172	35.0
	(農)と(公)	5,434	1.2
	(農)と(保)	2	0.0
	(森)と(公)	78,074	17.5
	(森)と(保)	2,090	0.5
	(都)と(農)と(森)	22,088	4.9
	(都)と(農)と(公)	4,481	1.0
	(都)と(農)と(保)	0	0.0
	(都)と(森)と(公)	1,134	0.3
	(都)と(森)と(保)	0	0.0
	(農)と(森)と(公)	23,310	5.2
	(農)と(森)と(保)	52	0.0
	(都)と(農)と(森)と(公)	7,816	1.8
	(都)と(農)と(森)と(保)	0	0.0
	計	340,508	76.3
白地地域	1,882	0.4	
県土面積	446,537	100.0	

(注)・平成21年4月1日現在の数値
 (都)は都市地域 (農)は農業地域 (森)は森林地域
 (公)は自然公園地域 (保)は自然保全地域

(3)参考表示の地域・地区等の面積

地域・地区等	面積(ha)	備考
市街化区域	5,628	
市街化調整区域	6,891	
その他都市計画区域における用途地域	5,507	
農用地区域	28,241	平成20年12月1日現在
国有林	4,668	
地域森林計画対象民有林	342,862	
保安林	200,158	
特別地域	75,860	県立自然公園含む。
特別保護地区	9,288	

(注)・平成21年3月31日現在の数値(備考欄に記載のものを除く。)
 ・個別規制法担当部局の資料による。

(2)五地域の重複状況別面積

区分		面積(ha)	割合(%)
重複のない地域	(都)	11,075	2.5
	(農)	37,250	8.3
	(森)	55,798	12.5
	(公)	147	0.0
	(保)	0	0.0
計	104,270	23.4	
重複地域	(都)と(農)	37,914	8.5
	(都)と(森)	1,105	0.2
	(都)と(公)	762	0.2
	(都)と(保)	0	0.0
	(農)と(森)	156,112	35.0
	(農)と(公)	5,439	1.2
	(農)と(保)	2	0.0
	(森)と(公)	78,074	17.5
	(森)と(保)	2,090	0.5
	(都)と(農)と(森)	22,101	4.9
	(都)と(農)と(公)	4,500	1.0
	(都)と(農)と(保)	0	0.0
	(都)と(森)と(公)	1,129	0.3
	(都)と(森)と(保)	0	0.0
	(農)と(森)と(公)	23,305	5.2
	(農)と(森)と(保)	52	0.0
	(都)と(農)と(森)と(公)	7,797	1.7
	(都)と(農)と(森)と(保)	0	0.0
	計	340,382	76.2
白地地域	1,875	0.4	
県土面積	446,527	100.0	

(注)・平成29年4月1日現在の数値
 (都)は都市地域 (農)は農業地域 (森)は森林地域
 (公)は自然公園地域 (保)は自然保全地域

(3)参考表示の地域・地区等の面積

地域・地区等	面積(ha)	備考
市街化区域	5,628	
市街化調整区域	6,891	
その他都市計画区域における用途地域	5,577	
農用地区域	27,447	平成28年12月31日現在
国有林	4,645	
地域森林計画対象民有林	342,788	
保安林	202,005	
特別地域	75,860	県立自然公園含む。
特別保護地区	9,288	

(注)・平成29年3月31日現在の数値(備考欄に記載のものを除く。)
 ・個別規制法担当部局の資料による。

時点修正

時点修正

(参考2) 県内地域区分図



注:「地域別の土地利用の基本方向」の地域区分を図示したものである。

(変更なし)